

飼養衛生管理基準不遵守農場の改善事例について

北部家畜保健衛生所

○新居 友明 中山 雄大
高梨 優希 千葉 耕司

要 約

飼養衛生管理基準は、衛生管理の徹底により、家畜の伝染性疾患の侵入を防止し、発生を予防するため、平成16年に基本的な10項目が策定された。その後、複数回の改正を経て、現在は豚で40項目の基準が定められているが、当所管内では農家の高齢化や後継者の不在を理由として新たな投資に消極的な農場や、家畜保健衛生所の指導に対して懐疑的な立場をとる農場において、遵守状況の改善が課題となっている。本年度、管内の預託農場について、預託元の管理獣医師、生産支援担当者及び農場責任者の各々立場の違う者に飼養衛生管理基準の重要性を説明し、遵守状況の改善を図った。また、金融機関、市町、県出先機関を参集し、問題の共有化を図る場を設けた。今後も引き続き、農場責任者のみならず、複数の関係者へのアプローチを続け、飼養衛生管理基準の遵守状況を改善していきたい。

はじめに

平成13年に国内で初めて牛海綿状脳症が確認されたことなどをきっかけとした関連法令の整備の中で、畜産農家における衛生管理の徹底により、家畜の伝染性疾患の侵入を防止し、発生を予防するため、平成16年に飼養衛生管理基準が制定された。

平成22年に口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生したことを受け、平成23年に基準は大幅に拡充され、併せて少なくとも5年ごとに内容を再検討する旨が規定された(表1)。

飼養衛生管理基準の項目数の変遷

	牛等	豚等	鶏等	馬
H16年	共通の10項目			対象外
H23年	22	24	25	16
H29年	23	25	26	17
R2年	38	40	35	28
R3年	38	40	35	28

表2 飼養衛生管理基準の項目数の変遷

家畜衛生を取り巻く環境と飼養衛生管理基準の制定

- H13.9 BSE※1初確認
 - H15年度 HPAI※2発生
 - H16.9 飼養衛生管理基準制定
 - H18年度 HPAI発生
 - H22年度 口蹄疫発生
 - H22年度 HPAI発生
 - H23.9 飼養衛生管理基準改正
 - H26年度 HPAI発生
 - H28年度 HPAI発生
 - H29.1 飼養衛生管理基準改正
 - H29年度 HPAI発生
 - H30年度 豚熱発生
 - R2.6 飼養衛生管理基準改正
 - R2年度 HPAI発生
 - R3.9 飼養衛生管理基準改正
 - R3年度 HPAI発生
 - R4年度 HPAI発生
- ※1 BSE:牛海綿状脳症
※2 HPAI:高病原性鳥インフルエンザ

表1 飼養衛生管理基準制定の経緯

制定時の対象家畜は牛、豚及び鶏の3種で、基本的な10項目が策定された。その後、複数回の改正を経て、現在では牛、豚、鶏及び馬の4種について、28から40項目が定められている(表2)。

非遵守の背景

飼養衛生管理基準を遵守しない理由としては、①資金不足、②規模縮小を検討している等の理由から新たな投資に消極的、③行政の指導に懐疑的、④畜舎構造や地形的に遵守困難…等が挙げられる。また、本県では、令和元年の台風災害と国が農場施設のハード整備を補助した時期が重なり、台風災害からの復旧を優先した結果、国の事業の活用が進まなかったという事情がある。

養豚農家における防護柵設置率の推移を例に挙げると、令和2年8月には約20%の設置率だったのが順調に改善し、約1年後の令和3年7月には約80%に達したが、その後は伸び悩んでいる(図1)。飼養衛生管理の改善に積極的な農場とそうでない農場の二極化が進んでおり、後者をいかに指導するかが課題となっている。

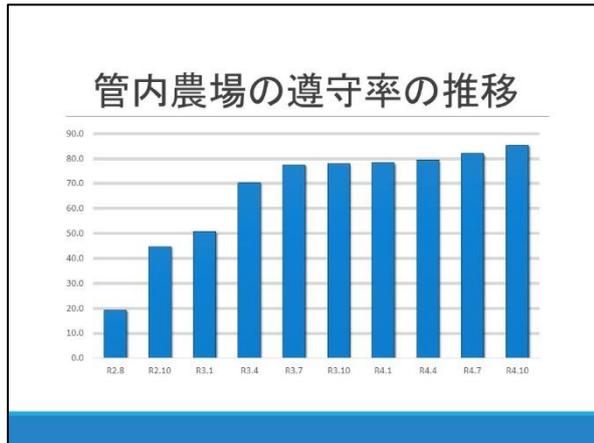


図1 養豚農家における防護柵設置率の推移

関係機関との協力体制構築

遵守状況の更なる改善に向けた協力体制構築の足掛かりとするため、畜産振興に係る団体等が、飼養衛生管理基準に係る問題意識を共有するための会議を開催した。

参集範囲

- ナイスポーク千葉推進協議会
- 管内市町の畜産担当部署
- 日本政策金融公庫千葉支店
- 管内農業協同組合
- 管内農業事務所

指導例1

(1) 経緯

農場Aは預託専門の農場で、飼養頭数は200頭程度、管内でも飼養衛生管理基準の非遵守率が高い農場であり、防護柵及び防鳥ネットは未整備である。水田地帯に位置し、実効性のある埋却候補地は確保できていない(図2)。豚熱の発生リスクが比較的高い地域であると考えられることから、農場Aの預託元であるB社とともに、指導に当たった。



図2 農場A概要

(2) 指導内容

農場Aに対する指導

畜主は未使用豚舎も含めた農場の敷地全てを衛生管理区域とし、柵で囲う計画であった。当所で現地確認したところ、残存している旧豚舎の骨組みを柵の一部として再利用し、飼養衛生管理区域を設定することが可能であると判断し、図3に示す案を提示した。

畜主の計画では柵の総延長は約460mであったが、当所案では約230mにまで短縮することができ、資材費の削減が期待できた。



図3 農場Aに提案した柵の設置例

B社に対する指導

当初B社は、農場Aの飼養衛生管理基準は、農場A自らが改善すべきものであるという立場であったが(表3)、クロスコンプライアンス制度の導入により、預託農場の飼養衛生管理基準についても、B社が積極的に関与せざるを得なくなっている現状を受け、農場A、B社及び当所が、今後どのように協力、対応していくべきなのかを協議する場を設けた。



表3 農場AとB社の責任の所在

協議にはB社から管理獣医師及び生産支援担当者が出席したが、農場Aが所有する土地や建物について、B社に管理責任を問われるのは納得がいかないと、再三の申し出があった。

これに対して当所からは、豚や飼料の所有者はB社であり、豚熱が発生すればB社への影響も避けられないこと、また、今後も安定的な経営をしていく上では、信頼できる預託農場の確保も重要であり、飼養衛生管理の改善にも積極的に関与していくべきである旨を指導した。

B社は安定経営のためには預託農場の衛生管理のレベルを引き上げていく必要があるという点には理解を示したことから、最初の取組として、飼養衛生管理基準のチェックリストに基づいて農場Aの現状を確認・リスクを把握するとともに、農場Aと問題意識を共有するよう促した。

当所より農場A及びB社に対し、継続して働きかけた結果（図4）、農場Aは飼養衛生管理基準の非遵守事項全てについて、令和4年12月末までに自力で改善することとし、B社名でその旨の誓約書を提出した。

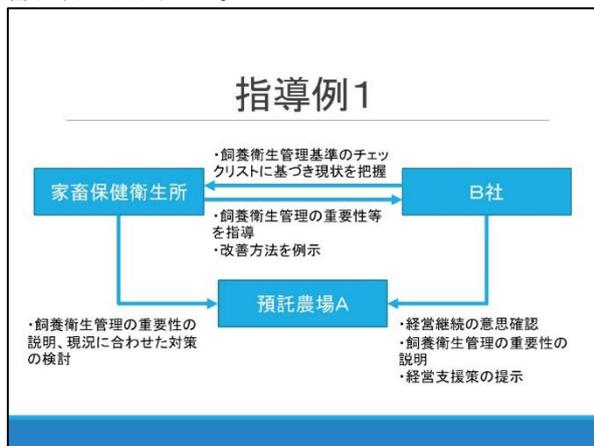


図4 指導の流れ

指導例2

(1) 経緯

農場Aが実効性のある埋却候補地を保有していないことを踏まえ、改めてB社の直営農場及び預託農場の埋却候補地の適否を精査したところ、B社の預託農場である農場D E及び、B社とは無関係の農場Fの埋却候補地が同一であり、現有の埋却候補地では不足することが判明した（図5）。

(2) 指導内容

B社は当所、預託農場は自己責任で埋却候補地を確保すべきだとの立場であったが、豚熱発生時

に速やかに防疫措置を進めるためには、埋却が最善の手段であること、また速やかな防疫措置が早期の経営再開につながることを説明し、B社が協力できることを検討するよう促した。

その結果、当面はB社が保有する土地を埋却地とすることに同意し、農場Fは自己所有地を埋却地とすることで、各々の農場が適切な埋却候補地を確保することができた。



図5 埋却候補地確保に向けた取り組み

まとめ

飼養衛生管理基準の非遵守項目の多い農場に対し、複数のルートから働きかけを行ったところ、改善が見られたことから、今後は、家畜保健衛生所のみならず、関係者間で問題意識を共有し、協力して指導するための体制づくりを進め、飼養衛生管理の更なる向上を後押ししていく。

参考文献

- 1) 農林水産省：飼養衛生管理基準について
(https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/)
- 2) 農林水産省：飼養衛生管理基準に関する過去の情報
(https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/kako.html#1)
- 3) 飼養衛生管理基準チェックリスト（豚、いのしし編）
(https://jlia.lin.gr.jp/eiseis/pdf/check/check_list_buta.pdf)